

**山梨県立富士川観光センター(道の駅)**  
**管理運営業務の内容及び基準**

## 目 次

- 1 施設の概要
- 2 運營業務に関する内容及び基準
  - (1) 峡南地域の観光振興及び観光・物産・道路情報等の提供
  - (2) 地域経済の活性化及び交流の実現
  - (3) 道の駅の運営
  - (4) 自主事業
  - (5) 施設利用の促進
  - (6) 利用者サービスの向上
  - (7) 保安・リスク対応
  - (8) 暴力団の排除措置
  - (9) 環境への配慮
- 3 維持管理業務に関する内容及び基準
  - (1) 保守管理業務
  - (2) 施設及び設備の点検業務
  - (3) 施設修繕業務
  - (4) 備品保守管理
  - (5) 清掃業務
  - (6) 利用承認等
- 4 運営管理業務に関する内容及び基準
  - (1) 業務計画書の提出
  - (2) 報告書の提出及びモニタリング
  - (3) 県への協力体制
- 5 添付資料
  - ・ 位置図
  - ・ 公園区域図
  - ・ 公園施設一覧及び備品一覧表
  - ・ 平成26、27、28、29年度管理費実績一覧表
  - ・ 平成26、27、28、29年度修繕費明細表
  - ・ 平成27、28、29年度ふれあい交流館利用実績一覧
  - ・ 富士川観光センター配置図・位置図・平面図
  - ・ 建築物点検マニュアル
  - ・ 自動体外式除細動器管理仕様書
  - ・ 山梨県都市公園条例、施行規則

## 1 施設の概要

富士川クラフトパーク内にある当センターは、山梨県都市公園条例第5条により、富士川クラフトパークのサービスセンターとして位置付けられています。また、道の駅としての役割も担っています。(駅名：みのぶ 富士川観光センター)

施設の名称	役割	床面積	構造	休業日	営業時間
情報発信館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光総合案内</li> <li>・観光物産情報等の展示・発信</li> <li>・峡南地域の各町などと連携した観光振興の取り組み</li> </ul>	121.13 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 地上1階	水曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12/27~1/1)	午前9時~ 午後5時
ものづくり体験館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の活用(ものづくり)による観光の振興</li> <li>・地域の文化活動・交流(ものづくり)の場の提供</li> </ul>	121.13 m <sup>2</sup> ×2			
ふれあい交流館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の活用(物販等の誘致)による地域経済の活性化</li> <li>・地域の文化活動・交流(展示・イベント等)の場の提供</li> </ul>	121.13 m <sup>2</sup> ×3			
公衆便所	・休憩	45.0 m <sup>2</sup>			
機械室他	—	128.06 m <sup>2</sup>			

※建物外にある公衆便所は年中無休、24時間利用可能

## 2 運營業務に関する内容及び基準

### (1) 峡南地域の観光振興及び観光・物産・道路情報等の提供

峡南地域の観光振興を図るため、地域と連携した誘客促進に取り組むとともに、観光物産情報等を提供するため、「情報発信館」に観光物産等情報コーナーを設けるなど、次のとおり適切に管理・運営を行う。

- ・ 峡南歴史・文化ツーリズム構想をはじめ、県などが実施する観光振興に資する取り組みの推進
- ・ 峡南地域や県内の観光パンフレットの掲示配布及び観光案内
- ・ 地域の物産品等の展示
- ・ 観光情報端末インフォメーション機器の管理
- ・ メディア等を活用した観光情報及び地域情報の発信及び中京圏への効果的なプロモーションの実施
- ・ 近隣の道の駅をはじめとする観光振興施設と連携した誘客の促進(イベント・キャンペーン等の合同実施等)
- ・ 地域の道路情報の提供

## (2) 地域経済の活性化及び交流の実現

地域資源を活用した観光の振興により、地域住民相互及び観光客との交流を促し、地域経済の活性化に寄与するため、「ものづくり体験館」、「ふれあい交流館」を次のとおり運営する。

### ①ものづくり体験館

- ・施設の役割に沿った入居者の誘致及び体験イベントの誘致業務

### ②ふれあい交流館

- ・施設で開催されるイベント等の利用調整等に関する業務

### ③その他

- ・施設に関連した商品及び地場産品等の販売誘致
- ・キッズスペースや休憩施設としての利用等公園利用者の利便性向上に資する業務

## (3) 道の駅の運営

次に掲げる道の駅としての機能を十分に発揮できるよう適切に管理・運営を行う。

### ①道路利用者のための休憩機能

### ②道路利用者や地域の方々のための情報発信機能

### ③道の駅の利用をきっかけに地域が協力して活力ある地域づくりを行うための地域の連携機能

## (4) 自主事業

基本方針に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。地域と連携を図り、それぞれの施設の役割に沿った活用方法（イベント、講習会、各種興業、飲食店、売店等）を積極的に提案してください。また、自主事業で得た収益の一部を指定管理業務に要する費用に充当することにより、指定管理料を削減する提案ができるものとします。その場合、自主事業計画および収入の見込み、削減させる指定管理料額見込みがわかるよう申請書類に記載してください。

## (5) 施設利用の促進

富士川クラフトパークの管理運営基準に準ずる。

## (6) 利用者サービスの向上

富士川クラフトパークの管理運営基準に準ずる。

(7) 保安・リスク対応

富士川クラフトパークの管理運営基準に準ずる。

(8) 暴力団の排除措置

富士川クラフトパークの管理運営基準に準ずる。

(9) 環境への配慮

富士川クラフトパークの管理運営基準に準ずる。

### 3 維持管理業務に関する内容及び基準

(1) 保守管理業務

富士川クラフトパークの管理運営基準に準ずる。

(2) 施設及び設備の点検業務

指定管理者は、別添「建築物点検マニュアル（平成30年3月 山梨県）」に基づき、施設及び設備について、建築基準法の点検、他法令の点検、施設の長寿命化のための点検及び日常点検を実施し、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検すること。

点検結果については、「建築物点検票」により別途指定する期日までに県へ報告すること。ただし、施設及び設備の損傷等、劣化が著しく至急対応が必要な場合は、速やかに報告すること。

なお、建築基準法第12条第2項による建築物の点検業務は、31年度及び34年度に実施するものとする（前回点検日から3年以内ごとに点検を行う。）

※前回点検は28年度に実施

(3) 施設修繕業務

富士川クラフトパークの管理運営基準に準ずる。

(4) 備品保守管理

富士川クラフトパークの管理運営基準に準ずる。

(5) 清掃業務

富士川クラフトパークの管理運営基準に準ずる。

## (6) 利用承認等

「2 運營業務に関する内容及び基準 (2) 地域経済の活性化及び交流の実現 ②ふれあい交流館」に記載されている施設利用調整業務については、次の事項に留意して業務を行う。

### ○予約・受付 (利用の承認)

- ・ 施設利用予約及びキャンセルの受付を行うこと。
- ・ 施設の利用が不可能と判断した場合は、事前に予約者に電話連絡し、利用者の利便を図ること。
- ・ 施設の利用開始時間の前後は、電話での問い合わせに対応できる体制を整えること。
- ・ 平等な利用の確保に努めること。
- ・ 利用券等の様式は、指定管理者が定めること。
- ・ 施設の設置目的に合致した利用を優先すること。
- ・ 次に該当する場合は、利用の承認をしないこと。また、承認を取り消すこと。
  - a 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき
  - b 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき
  - c 管理上支障があると認められるとき
- ・ 業務日誌により特記事項等を記載した利用状況実績報告書を作成すること。
- ・ 施設の貸し出し時及び終了時には、職員が立ち会うこと。
- ・ 指定管理者以外のものから収益事業の申し出があった場合に県に報告すること。

### ○ 利用料金

当該施設は無料とする。但し、収益事業を行う場合には、都市公園施設の設置管理許可を得て使用料を支払う必要がある。

## 4 運営管理業務に関する内容及び基準

### (1) 業務計画書の提出

富士川クラフトパークの管理運営基準に準ずる。

### (2) 報告書の提出及びモニタリング

富士川クラフトパークの管理運営基準に準ずる。

### (3) 県への協力体制

富士川クラフトパークの管理運営基準に準ずる。